

## 会 議 録

会議の名称	令和5年第3回本庄市教育委員会定例会
開催日時	令和5年3月24日（金） 午後2時30分から 午後4時10分まで
開催場所	委員室
出席者	<p>○教育長・委員  下野戸陽子 教育長  岡崎吉宏 教育長職務代理者  落合崇志委員  今井邦枝 委員  高橋公男 委員</p> <p>○教育長・委員以外の出席者  高橋利征 教育委員会事務局長  笠原栄作 参事兼教育総務課長  新井照美 教育総務課副参事  岡芹純一 学校教育課長  原道広 生涯学習課長  折茂勝彦 文化財保護課長  塩原利春 スポーツ推進課長  塩原雅博 図書館副館長  瀧澤政明 学校教育課長補佐  柳貴章 教育総務課長補佐（事務局）</p>
次 第	<p style="text-align: center;">令和5年第3回本庄市教育委員会定例会 議事日程  令和5年3月24日（金）  午後2時30分開議 委員室</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開 会</li> <li>2. 前回会議録の承認</li> <li>3. 会議議事録署名人の指名</li> <li>4. 議 事 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本庄市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（議案第6号）</li> <li>(2) 本庄市教育委員会職員の種類及び職名に関する規則の一部を改正する規則（議案第7号）</li> <li>(3) 本庄市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則</li> </ol> </li> </ol>

(議案第 8 号)

(4) 本庄市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
(議案第 9 号)

(5) 本庄市立小・中学校の区域外就学に関する規則の一部を改正する規則  
(議案第 10 号)

(6) 本庄市立小・中学校の個人情報の電子化に伴う情報管理規程の一部を  
改正する訓令 (議案第 11 号)

(7) 本庄市立小・中学校防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部を  
改正する告示 (議案第 12 号)

(8) 本庄市教育支援センター「ふれあい教室」設置要綱の一部を改正する  
告示 (議案第 13 号)

(9) 本庄市私立幼稚園振興補助金交付要綱を廃止する告示  
(議案第 14 号)

(10) 本庄市立本庄東小学校学校運営協議会委員の任命について  
(議案第 15 号)

(11) 本庄市立本庄西小学校学校運営協議会委員の任命について  
(議案第 16 号)

(12) 本庄市立藤田小学校学校運営協議会委員の任命について  
(議案第 17 号)

(13) 本庄市立仁手小学校学校運営協議会委員の任命について  
(議案第 18 号)

(14) 本庄市立本庄南小学校学校運営協議会委員の任命について  
(議案第 19 号)

(15) 本庄市立中央小学校学校運営協議会委員の任命について  
(議案第 20 号)

(16) 本庄市立児玉小学校学校運営協議会委員の任命について  
(議案第 21 号)

(17) 本庄市立金屋小学校学校運営協議会委員の任命について  
(議案第 22 号)

(18) 本庄市立秋平小学校学校運営協議会委員の任命について  
(議案第 23 号)

	<p>(19) 本庄市立本庄東中学校学校運営協議会委員の任命について (議案第24号)</p> <p>(20) 本庄市立本庄西中学校学校運営協議会委員の任命について (議案第25号)</p> <p>(21) 本庄市立児玉中学校学校運営協議会委員の任命について (議案第26号)</p> <p>(22) 本庄市学校医の委嘱について (議案第27号)</p> <p>(23) 本庄市教育委員会所管職員の人事異動について (議案第28号)</p> <p>(24) 本庄市教育委員会所管職員の処分について (議案第29号)</p> <p>5. 教育長の報告</p> <p>6. その他</p> <p>7. 閉 会</p>
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「令和5年第3回本庄市教育委員会定例会議案」</li> <li>・「令和5年第3回本庄市教育委員会定例会議案関係資料」</li> <li>・「教育長の報告」</li> <li>・「令和5年本庄市議会 第1回定例会一般質問通告一覧表」</li> <li>・「令和5年度学校給食運営計画」</li> <li>・「市教委だより No. 35」</li> <li>・「教育総務課 会議スケジュール」</li> <li>・「本庄市文化財保存活用地域計画 (案) パブリックコメントの結果について」</li> <li>・「第3次本庄市子ども読書活動推進計画 (案) のパブリックコメントの結果について」</li> </ul>
主管課	教育総務課

会 議 の 経 過	
教 育 長	<p>ただいまから、令和5年第3回本庄市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>傍聴人の入室許可について、報告します。</p> <p>本庄市教育委員会会議規則第14条第1項の教育長の許可により、傍聴人の入室を許可いたしましたので、ご了承願います。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして進めて参ります。</p> <p>まず、前回会議録の承認をお願いします。</p>
事 務 局	<p>前回開催されました臨時会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様</p>

	様に配付させていただき、ご確認いただいております。特に異議等は、ございませんでしたので、承認されております。
教 育 長	<p>続きまして、本日の会議録の署名人を指名させていただきます。</p> <p>本日は、落合委員にお願いいたします。</p> <p>次に、議事日程4の「議事」へ入ります。</p> <p>本日の付議事件は、お手元に配付しましたとおり、議案24件でございますが、議案第28号及び第29号については、人事に関する事件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により非公開としたいと思っております。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	異議なし
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第28号及び第29号の審議については、非公開といたします。</p> <p>なお、議案第28号及び第29号の審議につきましては、議事の進行上、議事日程6の「その他」が終了した後に、非公開会議として、審議を進めたいと思っております。</p> <p>それでは、議案第6号について、事務局から説明を求めます。</p>
笠原参事兼 教育総務課 長	<p>それでは、議案書1ページから2ページ、別冊の議案第6号資料「新旧対照表」をお願いします。</p> <p>議案第6号本庄市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>はじめに、提案理由ですが、本庄市教育委員会事務局の組織改正及び事務分掌の見直しに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>続いて、議案内容ですが、議案第6号資料の新旧対照表を使いまして、ご説明いたします。下線部分が改正箇所でございます。</p> <p>内容は、令和5年度の組織改正への対応、文言整理、事務移管などによる一部改正でございます。</p> <p>1ページをお願いします。左側の欄が改正前、右側の欄が改正後です。なお、別表中の号数の繰り上げ、繰り下げは記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。</p> <p>第2条第2号中「指導係」を「指導係 適正規模調整係」に改める。</p> <p>2ページをお願いします。別表学校教育課の部学事係の項第3号中「調査統計」を「児童生徒数調査」に、同項第4号中「通学区の設定及び改廃」を「学校基本調査」に改める。</p> <p>3ページをお願いします。同項第8号中「援助及び特殊教育就学奨励」を「就学援助及び特別支援教育就学奨励費」に改める。第10号を削る。</p>

	<p>中程から少し下のところ、児玉教育係の項第3号中「準要保護児童生徒援助及び特殊教育就学奨励」を「準要保護児童生徒の就学援助及び特別支援教育就学奨励費」に改める。</p> <p>4ページをお願いします。指導係の項中第20号を削り、第19号の次に、「(20) 学校教員統計調査に関すること。」、「(21) 学級編成に関すること。」、「(22) 教育指導に関すること。」、「(23) その他学校教育に関すること。」を加える。</p> <p>その下、指導係の項の次に、「適正規模調整係」、「(1) 学校の適正規模に関すること。」、「(2) 学校の適正配置に関すること。」、「(3) 通学区の設定及び改廃に関すること。」を加える。</p> <p>6ページをお願いします。生涯学習課の部文化会館係の項中第6号を削る。</p> <p>7ページをお願いします。文化財保護課の部文化財保護係の項中、第7号の次に、「(8) 総検校塙保己一先生遺徳顕彰会に関すること。」を加える。</p> <p>最後に、附則ですが、この規則は、令和5年4月1日から施行する。説明は以上でございます。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教 育 委 員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第6号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教 育 委 員	異議なし
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第6号「本庄市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」については、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第7号について、事務局から説明を求めます。</p>
笠原参事兼 教育総務課 長	<p>それでは、本日配布いたしました議案書及び議案第7号資料「新旧対照表」をお願いします。</p> <p>議案第7号本庄市教育委員会職員の種類及び職名に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書をお願いします。</p> <p>議案内容ですが、議案第7号資料の新旧対照表によりご説明いたします。</p> <p>下線部分が改正箇所でございます。</p> <p>はじめに、提案理由ですが、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいのでこの案を提出するものでございます。</p> <p>内容は、地方公務員法の一部改正により、地方公務員の定年が令和5年度から段階的に延長になることに伴う、定年前の再任用に係る一部改正でございます。</p> <p>第3条第1項中、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1</p>

	<p>項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。</p> <p>附則ですが、1として、この規則は、令和5年4月1日から施行する。2の経過措置につきましては、地方公務員の定年延長制度が2年に1歳ずつ定年年齢が延長になることから、65歳定年制度が完成する令和14年度までの間は、延長した定年から65歳まで現在の再任用と同様に「暫定再任用職員」として働くことができる経過措置に伴う、読み替えを規定しております。</p> <p>色々書いてありますが、まとめますと地方公務員の定年延長制度が、2年に1歳ずつ定年延長になることから、65歳の定年延長制度が完成するのが令和14年度でございますが、この令和14年度までの間は、この延長した定年から65歳までの間、現在と同様に暫定再任用職員として雇用できることを、経過措置といたしまして、この附則でうたっているところでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
高 橋 委 員	<p>これは、令和14年度まで1歳ずつ延長ということは、令和14年度で65歳になるというように了解してよろしいのでしょうか。</p> <p>2年に1歳引き上げる。</p>
笠原参事兼 教育総務課 長	<p>高橋委員のご質疑にご説明申し上げます。</p> <p>来年度から2年に1歳ずつ定年が延長していくもので、この制度が完成するのがちょうど令和14年度ということでございます。</p> <p>14年度になりますと、それ以降は全員定年が65歳となりまして、それまでの間は、2年に1歳ずつ延長となるということでございます。</p> <p>言葉での説明は少し難しいのですが、図を見ていただくと分かりやすいかと思います。(説明資料の図を見せる。)</p>
高 橋 委 員	<p>ああ、なるほど。</p> <p>そうすると、2年に1歳ずつですから、奇数年の時は、退職者が減ることもある。</p>
笠原参事兼 教育総務課 長	<p>この制度に照らし合わせると、私の定年は63歳になるのですが、例えば、60歳から63歳までの間、希望をすれば短時間の再任用職員として働くことができ、63歳から65歳までの間は、暫定再任用期間として今までどおり再任用職員と同じように働くことができるということでございます。</p> <p>それを、附則でうたっているということでございます。</p>
高 橋 委 員	<p>なるほど、わかりました。</p> <p>後で、その図をいただければと思います。</p> <p>図を見ればわかりやすいと思います。</p>
笠原参事兼 教育総務課	承知しました。

長	
教 育 長	他に質疑ございませんか。
教 育 委 員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第7号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教 育 委 員	異議なし
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第7号「本庄市教育委員会職員の種類及び職名に関する規則の一部を改正する規則」については、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第8号について、事務局から説明を求めます。</p>
笠原参事兼 教育総務課 長	<p>それでは、議案書4ページ。議案関係資料は、1ページから46ページをお願いします。</p> <p>議案第8号本庄市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書4ページをお願いします。</p> <p>はじめに、提案理由ですが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、当該規則を制定したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>議案内容ですが、本庄市教育委員会が保有する個人情報に係る、個人情報の保護に関する法律及び本庄市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行については、本庄市個人情報の保護に関する法律施行細則の例によるものです。</p> <p>附則ですが、1として、この規則は、令和5年4月1日から施行する。2として、本庄市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則は、廃止する。</p> <p>なお、議案第8号及び、この後ご審議いただきます、議案第11号、議案第12号につきましては、いずれの議案も個人情報保護法の一部改正に伴うものでございまして、今まで個人情報保護法で大まかな内容を規定し、市の個人情報保護条例、規則で細かな部分を規定していましたが、今回の法律の一部改正で今までの市個人情報保護条例、規則で規定している細かな部分まで法律で定め、それでも不足する部分は法律施行条例で規定することとなったため、文言の整理等、関係する市教育委員会規則の一部改正を行うものでございます。</p> <p>少しわかりにくいので、1例を申し上げますと、1,000人を超える方の個人情報を取り扱う個人情報ファイルについては、地方公共団体はその目的や取り扱い項目を記した帳票を作成し、公表することの義務付けがあったため、今まで市条例で定めていたのですが、改正後の個人情報保護法には、その市で定めていた条例、規則等の内容を含めて規定されることになりました。そのため、関係する文言等の整理を行うものでございます。</p>

	説明は以上でございます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
岡 崎 委 員	法律の改正ということで、書かれている中身は変わらないということでしょうか。
笠原参事兼 教育総務課 長	岡崎委員のご質疑にご説明申し上げます。 内容的には、先ほども説明したとおり、条例、規則で定められていたことが法律に定められたということで、また、足りない分は市の条例、規則で定めるということで、行う業務内容には変更はございません。
教 育 長	他に質疑ございませんか。
教育委員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第8号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教 育 長	異議がありませんので、議案第8号「本庄市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則」については、承認することに決定しました。 次に、議案第9号について、事務局から説明を求めます。
岡芹学校教 育課長	それでは、本庄市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。 議案書の5ページをお願いいたします。併せまして、別紙新旧対照表右肩に議案第9号資料と記されているものをご覧ください。 はじめに、提案理由についてご説明いたします。 本庄市立小・中学校の通学区域に関する規則について、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。 次に、議案内容について説明いたします。 本庄市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正いたします。 改正箇所につきましては、新旧対照表の1ページをご覧ください。左側が現在のもので右側の下線部が改正案でございます。 3点ございます。まず1点目、別表第2中の左から2区画目でございます。 「対象学年」につきまして、今までは4つに分けておりましたが、対象学年を「全学年」と、2点目として、その右側の許可期限につきまして「学期末」としていたところを全て「学年末」とそれぞれ改めたいと考えております。 3点目として下にございます、「兄弟が小学校6年生又は中学3年生で、兄妹の卒業まで同じ学校に就学を希望する場合」の「削除」を考えています。 具体的にご説明いたしますと、現行の規則では、最終学年以外の児童生徒は、学期途中に引っ越した場合、その学期までしか同じ学校に通うことができず、次の学期からは引っ越し先の新しい学校に通う事となっていました。



	<p>また、兄や姉の学年によって左右されている部分がありました。今回の対象と時期の拡大改正によって、全ての学年において学年末までその学校に通学することができるため、保護者にとって、分かりやすい制度となると考えております。</p> <p>附則として、この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
高 橋 委 員	事由のところですが、「希望をする場合」と書かれておりますので、希望をしない場合は、続けて同じ学校に通うことができるということでしょうか。
岡 芹 学 校 教 育 課 長	高橋委員のご質疑にご説明申し上げます。 委員のおっしゃるとおりでございます。 希望をする場合には、残ることができるということでございます。
教 育 長	その他、ご質問ございますか。
落 合 委 員	例えば、残る場合、転居ということですから、学校からの距離が変わることですよね。その場合、通学区が変わることだと思うのですが、その場合の指導はどのようにされるのですか。 もしくは、指導しないで、父兄、保護者におまかせするというのでしょうか。
岡 芹 学 校 教 育 課 長	落合委員のご質疑にご説明申し上げます。 様々な場合が想定されるのですが、例えば、通学班の集合場所まで保護者が一緒に行くですとか、保護者の意向で、学校まで送って行く場合もございます。 これは、距離ですとか、保護者の意向で変わって参ります。
教 育 長	他に質疑ございませんか。
教 育 委 員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第9号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教 育 委 員	異議なし
教 育 長	異議がありませんので、議案第9号「本庄市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」については、承認することに決定しました。 次に、議案第10号について、事務局から説明を求めます。
岡 芹 学 校 教 育 課 長	それでは、本庄市立小・中学校の区域外就学に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。 議案書の7ページをお願いいたします。併せまして、別紙新旧対照表右肩に議案第10号資料と記されているものをご覧ください。 提案理由は先ほどの議案第9号と同様でございます。 次に、議案内容について説明いたします。

	<p>本庄市立小・中学校の区域外就学に関する規則の一部を次のように改正いたします。</p> <p>改正箇所につきましては、新旧対照表の1ページをご覧ください。左側が現在のもので右側の下線部が改正案でございます。</p> <p>こちらの変更点と事由は、先ほどの通学区域の規則と同様でございます。なお、通学区域の規則との違いは、本庄市以外に在住されている通学者を対象としている点でございます。</p> <p>この点が、先ほどの議案第9号と違う点でございます。</p> <p>附則として、この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございますか。
教 育 委 員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第10号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教 育 委 員	異議なし
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第10号「本庄市立小・中学校の区域外就学に関する規則の一部を改正する規則」については、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第11号について、事務局から説明を求めます。</p>
笠原参事兼 教育総務課 長	<p>それでは、議案第11号本庄市立小・中学校の個人情報の電子化に伴う情報管理規程の一部を改正する訓令について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は9ページ、議案関係資料は1ページから46ページ、別冊の新旧対照表、議案第11号資料をお願いします。</p> <p>議案書9ページをお願いします。</p> <p>はじめに、提案理由ですが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>内容につきましては、先ほどの議案第8号と同様でございます。法律の改正によるものでございます。</p> <p>議案内容ですが、議案第11号資料の新旧対照表によりご説明いたします。下線部分が改正箇所でございます。</p> <p>第2条中「本庄市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行令並びに本庄市個人情報の保護に関する法律施行条例」に改める。</p> <p>附則ですが、この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教 育 委 員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第11号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。

教育委員	異議なし
教育長	<p>異議がありませんので、議案第11号「本庄市立小・中学校の個人情報の電子化に伴う情報管理規程の一部を改正する訓令」については、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第12号について、事務局から説明を求めます。</p>
笠原参事兼教育総務課長	<p>議案第12号本庄市立小・中学校防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部を改正する告示について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の10ページ、議案関係資料の1ページから46ページ、別冊の新旧対照表、第12号資料をお願いします。</p> <p>まず、議案書10ページをお願いします。</p> <p>提案理由ですが、一番下ですが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>内容ですが、先ほどの議案第8号、議案第11号と同様でございます。個人情報の保護に関する法律の改正に伴うものでございます。</p> <p>新旧対照表によりご説明いたします。下線部分が改正箇所でございます。</p> <p>第9条中「本庄市個人情報保護条例及び本庄市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則」を「個人情報の保護に関する法律及び本庄市個人情報の保護に関する法律施行条例」に改める。</p> <p>附則ですが、この告示は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
教育長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
落合委員	一つ教えていただきたいのですが、ある所で防犯カメラのことを聞かれたのですが、防犯カメラなので記録を録りますよね。記録が残ると思うのですが、どのくらいの期間残っているものですか。
笠原参事兼教育総務課長	<p>落合委員のご質疑にご説明申し上げます。</p> <p>防犯カメラに記録した画像の保存期間のご質疑ですが、保存期間につきましては、本庄市立小・中学校防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の中に規定がございまして、第7条に保存期間のことが書かれております。その中に、「画像の保存期間は原則14日間とする。」とございますので、2週間程度でございます。</p>
教育長	その他、質疑ございますか。
教育委員	質疑なし
教育長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第12号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教育長	異議がありませんので、議案第12号「本庄市立小・中学校防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部を改正する告示」については、承認することに決定しました。

	次に、議案第13号について、事務局から説明を求めます。
岡芹学校教育課長	<p>議案第13号本庄市教育支援センター「ふれあい教室」設置要綱の一部を改正する規則について、ご説明いたします。</p> <p>議案書の11ページをお願いいたします。併せまして、別紙新旧対照表右肩に議案第13号資料と記されているものをご覧ください。</p> <p>はじめに、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市教育支援センター「ふれあい教室」設置要綱について、設置場所移転に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に、議案内容について説明いたします。新旧対照表をご覧ください。</p> <p>本庄市教育支援センター「ふれあい教室」設置要綱の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条中「本庄市旧勤労会館内2階全フロアー」を「早稲田大学本庄キャンパス90-3号館（共通教室棟）」に改める。</p> <p>附則ですが、この要綱は、令和5年8月1日から施行する。</p> <p>具体的に移転についてご説明いたします。現在、ふれあい教室は、小島南1丁目にあります旧勤労会館2階を使用しております。</p> <p>しかしながら、この建物については、昭和54年の建築から43年を経過し、エアコンの故障や雨漏り等による建物の老朽化が進んでおります。</p> <p>そのため、本庄市及び上里などの3町においてこれまで移転先を検討してきたところでありますが、なかなか見つからずにいました。</p> <p>そのような折、令和4年度になり、早稲田大学本庄プロジェクト推進室と本庄市で、本庄早稲田のキャンパス内にある90-3号館教室の一部及び体育館が、立地条件や学習環境を含め最適な環境といえるのではないだろうかご提案がありました。</p> <p>そこで、本課では、現在配置しております相談員とも現地確認などを行い、この場所が適しているとの結論に至りました。</p> <p>現在、当該施設を令和5年8月より借用し9月より移転開校したく手続きを進めております。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほど、よろしくご説明いたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
岡 崎 委 員	現在のふれあい教室は、通われている子どもたちも保護者も行きやすい雰囲気というか気兼ねなく行けるといえるところですか。卓球ができたり、すごくいい雰囲気なところなのですが、この早稲田の3号館というところはどんな感じなのでしょうか。ご説明いただければと思います。
岡芹学校教育課長	<p>岡崎委員のご質疑にご説明申し上げます。</p> <p>私たちも見に行きまして、キャンパスの頂上部分というか、一番高いところにご説明します2階建ての建物でございます。</p>

	<p>エアコンも完備されておりまして、もちろんトイレもございます。高校がありますので、体育館も貸していただけるということで、そこで卓球以外にも、その他のスポーツができるようになります。</p> <p>教室につきましても、現状と同じくらいの広さでございます。非常に環境としては整っていると感じております。</p> <p>また、行きやすい雰囲気というのも、相談員を含め醸成して参りたいと思っております。</p>
教 育 長	その他、ございますか。
高 橋 委 員	<p>2点ございます。</p> <p>小島南から、私の記憶では早稲田の一番古くからある建屋に移るということだと思いますが、通学方法、通級方法については、どのように考えているのかということが1点。</p> <p>2点目といたしまして、説明の中で借用方法ということをおっしゃっていたと思いますが、予算のことはどのように考えているのかということが1点。以上2点よろしく申し上げます。</p>
岡 芹 学 校 教 育 課 長	<p>高橋委員のご質疑にご説明申し上げます。</p> <p>小島南の通学につきましては、今までは、中学生が主でございましたので自転車ですとか、小学生については保護者の送迎ということで行っておりました。</p> <p>こちらの通学につきましても、同様に保護者の送迎、自転車通学を想定しております。結構な坂になっているのですが、運動を兼ねて自転車を降りて、押してもらえればと思います。</p> <p>送迎につきましては、建物の割と近くまで乗入れられます。</p> <p>また、予算につきましては、3町にも絡んできますので、1市3町と協議をしながら、進めていきたいと考えております。</p>
教 育 長	他、ありますか。
落 合 委 員	現状と環境が変わるということで、相談員の方とどのように教育支援を行っていくかということについて協議は行っていますよね。
岡 芹 学 校 教 育 課 長	<p>落合委員のご質疑にご説明申し上げます。</p> <p>相談員も含めて、皆で見に行きましたので、その際に、備品等も何があつて、何が足りないかなど、イメージを膨らませながら見てきたところがございます。</p> <p>この後、8月に移転予定でございますので、その間に、よく協議するとともに、4月に相談員も新たな年度となりますので、連絡を密にしていきたいと思っております。</p>
落 合 委 員	<p>移ってよかったと思われるようにしてもらいたいと思っております。</p> <p>よろしくご指導願います。</p>
教 育 長	その他、ありますか。

教育委員	質疑なし
教育長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第13号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教育長	異議がありませんので、議案第13号「本庄市教育支援センター「ふれあい教室」設置要綱の一部を改正する告示」については、承認することに決定しました。 次に、議案第14号について、事務局から説明を求めます。
岡芹学校教育課長	議案第14号本庄市私立幼稚園振興補助金交付要綱を廃止する告示についてご説明いたします。 議案書12ページをご覧ください。 まず、提案理由についてご説明させていただきます。 本議案は、「本庄市私立幼稚園振興補助金交付要綱」を廃止したいので、この案を提出するものでございます。 次に議案内容についてご説明いたします。 本庄市私立幼稚園振興補助金交付要綱は廃止する。 付則として、この告示は、令和5年4月1日から施行する。 この廃止につきましては、本課で所管しております、私立幼稚園に関する業務について、令和5年度より全て保育課へと移管されることに伴うものでございます。 なお、来年度からは同様の要綱を移管先である保育課にて作成し、実施されることとなり制度は継続されます。 説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
教育長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
今井委員	廃止する理由は何でしょうか。
岡芹学校教育課長	今井委員のご質疑にご説明申し上げます。 本課では、私立幼稚園の一部のことだけを取り扱っておりますので、市民の皆様から見ると、問い合わせ内容が、学校教育課なのか保育課なのか混乱していたこともございまして、様々な相談をした結果、窓口を一本化することにより、住民サービスの向上にもつながると考え、全て移管することになったものでございます。
教育長	その他、質疑ございますか。
教育委員	質疑なし
教育長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第14号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教育長	異議がありませんので、議案第14号「本庄市私立幼稚園振興補助金交付要綱を廃止する告示」については、承認することに決定しました。

	次に、議案第15号について、事務局から説明を求めます。
岡芹学校教育課長	<p>議案第15号本庄市立本庄東小学校学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。</p> <p>議案書の13ページをお願いいたします。併せまして、議案関係資料47ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、本庄市立本庄東小学校学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>なお、議案第15号から26号までのうち、議案第号18号と22号以外については、提案理由及び議案関係資料は同じ内容ですので、以降の議案ではその部分は省略させていただきます。</p> <p>それでは、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立本庄東小学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。敬称は略させていただきます。まず、1氏名等でございますが、生年月日、住所、選出区分は、記載のとおりでございます。</p> <p>氏名、神宮尚明、山田英希、阪上隆功、清水正一、石田正寛、坂上信子、小高隆雄、赤沼博美、金井義幸、古澤高昭、櫻庭豊、木村健治</p> <p>次に、2任期でございますが、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし
教育長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第15号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教育長	<p>異議がありませんので、議案第15号「本庄市立本庄東小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第16号について、事務局から説明を求めます。</p>
岡芹学校教育課長	<p>続いて、議案第16号本庄市立本庄西小学校学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。</p> <p>それでは、早速、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立本庄西小学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。敬称は略させていただきます。まず、1氏名等でございますが、生年月日、住所、選出区分は、記載のとおりでございます。</p> <p>氏名、竹並達也、亀田裕子、小林清一郎、春山康壽、橋本紀江、田島宏美、橋本英樹、中臺真理、小浦方雄司、田村幸男、武政恭子、竹内靖</p> <p>次に、2任期でございますが、令和5年4月1日から令和7年3月31日</p>

	<p>までの2年間でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>質疑なし</p>
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第16号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第16号「本庄市立本庄西小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第17号について、事務局から説明を求めます。</p>
岡 芹 学 校 教 育 課 長	<p>議案第17号本庄市立藤田小学校学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。</p> <p>それでは、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立藤田小学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。敬称は略させていただきます。まず、1氏名等でございますが、生年月日、住所、選出区分は、記載のとおりでございます。</p> <p>氏名、宮山学、荻野修一、石橋淳一、丸岡重雄、内野隆次、平野克幸、長谷川佐知子、森米子、塚田伊美子、星野美由貴</p> <p>次に、2任期でございますが、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>質疑なし</p>
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第17号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第17号「本庄市立藤田小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第18号について、事務局から説明を求めます。</p>
岡 芹 学 校 教 育 課 長	<p>議案第18号と議案第22号につきましては、今までと提案理由が異なっておりますので、委員の皆様がよろしければ、先に議案第19号からご説明させていただき、議案第26号の審議が終了した後、議案第18号と議案第22号のご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>ご協議お願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま、学校教育課長から提案がございましたが、委員の皆様ご異議ございませんでしょうか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>それでは、次に、議案第19号について事務局から説明を求めます。</p>



岡芹学校教育課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議案第19号本庄市立本庄南小学校学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。</p> <p>次に、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立本庄南小学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。敬称は略させていただきます。まず、1氏名等でございますが、生年月日、住所、選出区分は、記載のとおりでございます。</p> <p>氏名、久米久美子、笹本早紀、小澤正幸、高月政男、鳥羽孝夫、下公里佳子、池田千津子、根岸広幸、岡村和美、宮田雄一</p> <p>次に、2任期でございますが、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。</p>
教育長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし
教育長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第19号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教育長	<p>異議がありませんので、議案第19号「本庄市立本庄南小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第20号について、事務局から説明を求めます。</p>
岡芹学校教育課長	<p>議案第20号本庄市立中央小学校学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。</p> <p>それでは、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立中央小学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。敬称は略させていただきます。まず、1氏名等でございますが、生年月日、住所、選出区分は、記載のとおりでございます。</p> <p>氏名、高橋義揚、平田舞、渡部良一、木村モト子、田嶋聰、有村義広、織茂保、茂見一四、糸原祥子、井出こずえ、日向哲郎、海野裕志、糸賀しげみ</p> <p>次に、2任期でございますが、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。</p>
教育長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし
教育長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第20号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教育長	異議がありませんので、議案第20号「本庄市立中央小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。

	次に、議案第21号について、事務局から説明を求めます。
岡芹学校教育課長	<p>続いて、議案第21号本庄市立児玉小学校学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。</p> <p>それでは、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立児玉小学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。敬称は略させていただきます。まず、1氏名等でございますが、生年月日、住所、選出区分は、記載のとおりでございます。</p> <p>氏名、中村幸司、斉藤清吉、宮部孝夫、永尾路子、清水隆、山本弘子、田中正枝、茂木知枝美、荒井一夫、桐生由美子、諏訪慎一</p> <p>次に、2任期でございますが、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。</p>
教育長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし
教育長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第21号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教育長	<p>異議がありませんので、議案第21号「本庄市立児玉小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第23号について、事務局から説明を求めます。</p>
岡芹学校教育課長	<p>議案第23号本庄市立秋平小学校学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。</p> <p>それでは、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立秋平小学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。敬称は略させていただきます。まず、1氏名等でございますが、生年月日、住所、選出区分は、記載のとおりでございます。</p> <p>氏名、田中輝好、福島真理子、立花勲、海北光男、福島武志、根岸誠、吉田由美子、根岸貴子、茂木宏子、卜部由美子</p> <p>次に、2任期でございますが、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。</p>
教育長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし
教育長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第23号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教育長	異議がありませんので、議案第23号「本庄市立秋平小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。

	次に、議案第24号について、事務局から説明を求めます。
岡芹学校教育課長	<p>続いて、議案第24号本庄市立本庄東中学校学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。</p> <p>それでは、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立本庄東中学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。敬称は略させていただきます。まず、1氏名等でございますが、生年月日、住所、選出区分は、記載のとおりでございます。</p> <p>氏名、大澤純子、赤沼博美、小林三穂、高橋信介、長谷川秀翁、石田久乃、神戸亜希、黒田エミ子、井上香織、伊久間深緒、黒崎暢徳</p> <p>次に、2任期でございますが、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。</p>
教育長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし
教育長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第24号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教育長	<p>異議がありませんので、議案第24号「本庄市立本庄東中学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第25号について、事務局から説明を求めます。</p>
岡芹学校教育課長	<p>続いて、議案第25号本庄市立本庄西中学校学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。</p> <p>それでは、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立本庄西中学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。敬称は略させていただきます。まず、1氏名等でございますが、生年月日、住所、選出区分は、記載のとおりでございます。</p> <p>氏名、境野政紀、菊地いずみ、橋本紀江、小浦方雄司、渡部良一、櫻井克彦</p> <p>次に、2任期でございますが、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。</p>
教育長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし
教育長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第25号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教育長	異議がありませんので、議案第25号「本庄市立本庄西中学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。

	次に、議案第26号について、事務局から説明を求めます。
岡芹学校教育課長	<p>同内容の議案の最後でございます。</p> <p>議案第26号本庄市立児玉中学校学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。</p> <p>それでは、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立本庄児玉中学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。敬称は略させていただきます。まず、1氏名等でございますが、生年月日、住所、選出区分は、記載のとおりでございます。</p> <p>氏名、工藤友紀、若月ひろ美、福島真理子、江原貞治、茂木智枝美、倉林恭助、黒田勇輝、鎌田聖治</p> <p>次に、2任期でございますが、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし
教育長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第26号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教育長	<p>異議がありませんので、議案第26号「本庄市立児玉中学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。</p> <p>それでは、次に、戻って議案第18号について、事務局から説明を求めます。</p>
岡芹学校教育課長	<p>それでは、大変お手数ですが、議案書の16ページにお戻りいただきまして、議案第18号本庄市立仁手小学校学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。</p> <p>議案書の16ページをお願いいたします。</p> <p>はじめに、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市立仁手小学校 学校運営協議会委員八木賢氏及び橋本清氏が、令和5年3月31日をもって辞任するため、さらに1名新規で任命したいため、規定に基づき、本庄市立仁手小学校学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>それでは、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立本庄仁手小学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。敬称は略させていただきます。</p> <p>まず、1氏名等でございますが、生年月日、住所、選出区分は、記載のとおりでございます。</p> <p>氏名、青山耕平、小暮壽夫、武正千恵子</p> <p>次に、2任期でございますが、令和5年4月1日から令和6年3月31日</p>

	<p>までの1年間でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>質疑なし</p>
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第18号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第18号「本庄市立仁手小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第22号について、事務局から説明を求めます。</p>
岡 芹 学 校 教 育 課 長	<p>また、ページが飛びまして恐縮ですが、議案書の20ページをお願いいたします。</p> <p>議案第22号本庄市立金屋小学校学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。</p> <p>はじめに、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市立金屋小学校学校運営協議会委員岩澤幸氏及び市川実氏が、令和5年3月31日をもって辞任するため、規定に基づき、本庄市立金屋小学校学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>それでは、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立本庄金屋小学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。敬称は略させていただきます。</p> <p>まず、1氏名等でございますが、生年月日、住所、選出区分は、記載のとおりでございます。</p> <p>氏名、岩崎和代、伊藤茂男</p> <p>次に、2任期でございますが、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>質疑なし</p>
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第22号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第22号「本庄市立金屋小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第27号について、事務局から説明を求めます。</p>
岡 芹 学 校 教 育 課 長	<p>それでは、議案第27号本庄市学校医の委嘱についてご説明いたします。</p> <p>議案書の25ページをお願いいたします。併せまして、議案関係資料48</p>

	<p>ページの本庄市立小・中学校管理規則をご覧ください。</p> <p>はじめに、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄西中学校学校医の美山剛氏が令和5年3月31日をもって辞任するため、本庄市立小・中学校管理規則第14条の5の規定によりまして、本庄市学校医を委嘱したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>では、議案内容についてご説明いたします。なお、敬称は略させていただきます。本庄市学校医を次のとおり委嘱する。</p> <p>まず、1 氏名等でございますが、松本直樹、担当学校名は、本庄西中学校でございます。</p> <p>また、生年月日及び住所につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>次に、2 委嘱日でございますが、令和5年4月1日でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第27号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第27号「本庄市学校医の委嘱について」は、承認することに決定しました。</p> <p>これで、公開での審議を終了いたします。</p> <p>次に、議事日程5の「教育長の報告」へ移ります。</p> <p>行動記録をご覧ください。</p> <p>2月23日以降の行動記録について、別紙のとおり報告させていただきます。主だったところについて説明させていただきます。</p> <p>3月4日、はにぼんプラザにて本子連「はがき作品展」表彰式が行われました。今年のテーマは「将来の夢」で、子供たちの夢がはがきの中にしっかり表現されている力作ぞろいでした。</p> <p>11日にはセルディにおいて、市民総合大学閉校式並びに生涯学習推進大会が本庄市民文化会館で開催されました。</p> <p>小中学校の卒業式については、感染症対策としての時間短縮や規模縮小の中、4年ぶりに来賓の皆様を迎えての実施となりました。</p> <p>15日に中学校、23日に小学校、各校とも無事卒業式を実施することができました。教育委員の皆様にも大変お世話になりました。</p> <p>市議会令和5年第1回定例会は本日3月24日に閉会となり、条例関係、令和4年度補正予算関係、令和5年度当初予算関係について慎重審議され原案の通り可決されました。</p> <p>行動記録については以上です。</p> <p>次に、議事日程6の「その他」へ移ります。</p>

	事務局から何かありますか。
高橋教育委員会事務局長	<p>私からは、令和5年第1回定例会における一般質問の概要についてご報告いたします。</p> <p>別紙、一般質問通告一覧表をご覧ください。今回は、教育委員会関連では、代表質問が3件、希望質問が7件の計10件です。</p> <p>それでは、初めに代表質問から報告いたします。</p> <p>代表質問の2番の門倉道雄議員の2番目、市立中学校部活動の地域移行についてです。</p> <p>教職員を対象としてアンケートについて結果をどう読み、人材発掘について次はどう進めるのか、トラブル等の責任はどうなるのかです。</p> <p>答弁は、アンケート結果に基づきわかったことを説明し、今後児童生徒に対するアンケートを行うことや、令和5年度中に協議会設置について検討すること、協議会での検討の中で人材発掘に取り組んで行くこと、そして責任の所在については慎重に検討していくという内容となっています。</p> <p>次に、4番の谷田裕之議員の2つ目、本庄市立小中学校の適正規模及び適正配置についてです。</p> <p>具体的内容は、アンケートを昨年9月になぜ行ったか、内容はこういった所管で作成したか、アンケートを受けて適正規模、適正配置を推進して行くのか、今後の組織についてです。</p> <p>答弁は、適正規模、適正配置について検討に当たってアンケートを実施したこと、今後は審議会で審議されるとともに、学校関係者や地域の方々に対して丁寧に説明をしていくと、組織については現在検討しているという内容となっています。</p> <p>次に、5番の広瀬伸一議員の2つ目、英語検定料補助事業拡大とその他検定料補助についてです。</p> <p>具体的内容は、英語検定料補助事業拡大に至った経緯と数検などの検定料の検討はしているのかです。</p> <p>これは令和5年度から英語検定の補助対象をこれまでの中学3年生だけになったものを中学1年生からと対象の拡大と、これまでは試験が年間3回あるうちの1回目、2回目だけ対象としていたものを3回目も対象としています。</p> <p>答弁は、拡大に至った経緯を説明し、まずは英語検定の助成の充実を図ることに注力し、他の検定については市内中学生等の受験者数の動向にも注視していきたいという内容となっています。</p> <p>次に、希望質問です。</p> <p>7番の内田英亮議員の1つ目、ランドセルの根拠と登校鞆を自由に選択することの是非についてです。</p> <p>具体的内容は、小学生がランドセルを背負わなくてはならない根拠、ラン</p>

ドセルのメリット、登校鞆を自由に選択することに対する市の考えです。

答弁は、ランドセルを背負わなくてはならない根拠はないこと、登校鞆については学校と保護者で協議して使用してもらうことが望ましいという内容となっています。

次に、9番の小賀野健司議員の2つ目、本庄市内の公立小中学校のプールについてです。

具体的な内容は、プールの現状と今後の計画についてです。

答弁は、市内学校プールの現状、今年度から湯かっこを利用した水泳授業を試行的に実施したこと、プールの在り方については継続して検討していく必要があるという内容となっています。

次に、11番の柿沼光男議員のコロナ感染症の5類移行に伴う本庄市の対策についてです。

教育委員会に対しては小中学校の対策についてで、授業、給食時、部活動、学校行事等がどのように変更となるのかです。

答弁は、5類移行後の対応については国や県から改めて通知が出される予定であること、現状での対応やマスクの取扱いについての内容となっています。

次に、14番の林富司議員の小規模校の現状と教育委員会の支援についてです。

具体的な内容は、小規模校の入学者数、仁手小を小規模特認校として指定した経緯、現状、小規模校の統廃合に対する教育委員会の対応、県から統廃合について指導があったのかです。

答弁は、令和5年度入学者数や小規模特認校に指定して経緯や現状、今後については適正規模、適正配置の基本的な考え方の案が取りまとめられたところで、今後は審議会で審議されるとともに、学校関係者や地域の方々に対して丁寧に説明をしていくという内容となっています。

次に、15番の巴高志議員の2つ目、本庄市における公立小中学校の給食費についてです。具体的な内容は、給食費の現状と無償化も視野に入れた今後の考え方についてです。

答弁は、給食費の補助等も含めた現状、給食費の無償化は財源確保が課題となり他の事業へ大きな影響を与えるという内容となっています。

次に、16番の倉林益代議員の2つ目、地域とともにある学校への転換についてです。具体的な内容は、コミュニティスクールの現状と、教育現場の人手不足解消の施策です。

答弁は、コミュニティスクールの現状を説明し、人手不足解消に当たって取り組んでいることなどの説明の内容となっています。

次に、17番の柿沼綾子議員の1つ目、教育費の保護者負担を減らすことについてです。具体的な内容は、現在期間限定で行っている給食費の全額補



	<p>助を4月以降も続けることについて、教材費の保護者負担を減らすことについてです。</p> <p>答弁は、現在行っている補助等の説明と期間限定で行っている給食費相当額の補助は延長しないこと、給食費の無償化は財源確保が課題となり他の事業へ大きな影響を与えるということ、教材費については現状を説明し、保護者負担を可能な限り減らすよう取り組んでいるという内容となっています。</p> <p>一般質問の概要は以上です。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>その他、何かありますか。</p>
<p>笠原参事兼 教育総務課 長</p>	<p>教育総務課からは、5件報告がございます。</p> <p>1件目は、12月開催の第12回定例会でご審議いただきました児玉地域の小中学校の令和5年度学校給食運営計画についてでございます。</p> <p>お手元の教育総務課資料をお願いします。</p> <p>12月の定例会の際には令和5年度の牛乳単価が決まっておられませんでしたので、令和4年度の牛乳単価で運営計画をお示ししておりましたが、3月7日付けで、埼玉県知事より令和5年度の牛乳単価が決定した旨の通知がありましたので報告をいたします。</p> <p>別添資料、令和5年度学校給食運営計画の5ページをご覧ください。</p> <p>一番上に学校給食用牛乳保護者負担額、いわゆる牛乳単価として令和5年度の金額を記載しております。200mlが58.38円、250mlが72.97円でございます。</p> <p>令和4年度と比較しますと、200mlが4.89円、250mlが6.1円増額でございます。</p> <p>この度、牛乳単価が決定したことにより、牛乳のみ飲用する児童生徒等の月額、日額給食費について、●記載のとおりご報告いたします。</p> <p>令和5年度学校給食運営計画につきましては、以上です。</p> <p>2件目は、市教委だよりNO.35、令和5年3月発行についてですが、お手元に配布させていただきましたので、ご一読をよろしく願いいたします。</p> <p>3件目ですが、お手元の教育総務課会議スケジュールをお願いします。</p> <p>毎年、年度当初には教育委員会連合会等の理事会、総会等が開催されますが、その会議スケジュールのとおり、予定されておりますのでご報告いたします。</p> <p>いずれも本日現在の情報でございます。一覧表の右側が出欠確認欄となっております。恐れ入りますが、ご都合を「○または×」でご記入のうえ、教育総務課あてにご提出をお願いします。</p> <p>4件目ですが、第4回定例会の日程ですが、前回第2回定例会及び第1回臨時会時におきまして、4月20日（木）午後2時30分から委員室で開催する旨、ご報告いたしましたが、同日に県連理事会が開催される予定のため、</p>

	<p>開始時刻を午前10時に変更をお願いいたします。</p> <p>最後5件目ですが、第5回定例会についてですが、5月17日(水)、こちらも午前10時から委員室で開催したいと考えております。どうぞ、よろしくをお願いいたします。</p> <p>教育総務課は以上でございます。</p>
教 育 長	他ありますか。
折茂文化財保護課長	<p>続いて、文化財保護課からは、本庄市文化財保存活用地域計画(案)パブリックコメントの実施結果について報告いたします。</p> <p>資料は、A3二つ折り、右上に文化財保護課とあるものをご覧ください。</p> <p>1ページをお願いします。まず、実施の概要をご説明いたします。</p> <p>「1. 意見の募集期間」でございますが、令和5年1月11日(水)から令和5年2月9日(木)として実施いたしました。</p> <p>「2. 意見の受付人数」でございますが、1名から15件のご意見を頂戴いたしました。</p> <p>「3. 提出された意見と市の考え方」については、表にまとめさせていただきました。内容は記載のとおりでございますが、3か所、修正を行うことといたしました。</p> <p>まず、表内、一番左の「質問番号2」につきましては、指摘事項ではありませんが、表記をより分かりやすくするための視覚的修正を行いました。</p> <p>次に、3ページをお願いします。</p> <p>「質問番号11」でございますが、こちらも、指摘事項ではありませんが、誤解を招かないよう表現の修正を行いました。</p> <p>次に、4ページをお願いします。</p> <p>「質問番号14」でございますが、「内田本陣跡」において表記のあったものについて、指摘に基づき誤表記が確認されましたので、修正させていただきます。</p> <p>報告に係る説明は以上でございます。</p>
教 育 長	他ありますか。
塩原図書館副館長	<p>図書館から1点ご報告いたします。</p> <p>右上に図書館資料と記載されておりますA4の資料をご覧ください。</p> <p>1枚ぺらでございます。</p> <p>資料でございますとおり、図書館では、第3次本庄市子ども読書活動推進計画を策定し、令和5年1月11日から2月9日の期間にパブリックコメントを実施いたしましたところ、意見はございませんでしたので、ご報告申し上げます。</p> <p>委員の皆様には、本日、概要版と冊子をお配りさせていただきましたので、</p>

	<p>ご査収のほどよろしくお願ひ申し上げます。 図書館からは以上でございます。</p>
教 育 長	<p>他ありますか。 それでは、今までの説明について、質問はございますでしょうか。</p>
高 橋 委 員	<p>提案というか、議案の時に質問すればよかったですのですが、先ほどの学校教育課の議案の並び順と言いますか、例えば、欠員が生じたというような議案をまとめる、後ろに2つ並べるようなことはできないのでしょうか。 内容でまとめるとか。ルールならしやうがないとは思いますが。 前後するのでご説明が難しいようでしたので。 また、確か記憶が確かであれば、前回の定例会時に校長先生の異動について説明を受けて、委員会で承認したと思うのですが、その先生のお名前が入っていなかったようですが、これは、また後で議案が出されるということでしょうか。</p>
岡 芹 学 校 教 育 課 長	<p>校長などの異動に伴う運営協議会の議案につきましては、年度をまたいでまいりますので、再度審議していただくこととなります。都度都度となつてしまいお手数をおかけしますがよろしくお願ひいたします。</p>
事 務 局	<p>議案の並び順につきましては、事務局からご回答します。 今後、議案内容等、同じ内容のものであれば、まとめられるよう考えていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。</p>
教 育 長	<p>その他ありますか。</p>
岡 崎 委 員	<p>一般質問通告の中にありました部活動の地域移行についてですが、答弁の中で協議会を設置していくとありましたが、地域移行等様々な問題があると思ひますので、設置される協議会と連携を密にして、しっかりと対応していただくようお願ひしたいと思ひます。</p>
教 育 委 員	<p>質疑なし</p>
教 育 長	<p>それでは、先ほど参事兼教育総務課長から説明がありましたが、4月及び5月の定例会日程を改めて確認いたします。 第4回定例会は4月20日(木)、第5回定例会は5月17日(水) 時間と場所は、両日ともに、午前10時、市役所委員室で開催いたします。 ご都合は宜しいでしょうか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>これで、公開での会議を終了します。 これより、非公開で議事を進めます。</p>
	<p>[ 非公開 ]</p> <p>議案第28号 本庄市教育委員会所管職員の人事異動について《承認》 議案第29号 本庄市教育委員会所管職員の処分について《承認》</p>

教 育 長

以上で令和5年第3回本庄市教育委員会定例会を閉会いたします。

以上のとおり、会議次第を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

本庄市教育委員会教育長

下野戸陽子

本庄市教育委員会委員

落合崇志

書

記

柳 貴章